
附 属 資 料

附属資料

1. 宇美町子ども・子育て支援条例

(令和 2 年 3 月 27 日条例第 13 号)

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条―第 3 条)
- 第 2 章 子どもの大切な権利(第 4 条―第 7 条)
- 第 3 章 町の責務等(第 8 条―第 15 条)
- 第 4 章 共働の取組(第 16 条―第 20 条)
- 第 5 章 議会の役割(第 21 条)
- 第 6 章 雑則(第 22 条)
- 附則

子どもは「未来への希望」であり、宇美町の未来には欠かせない大切な存在です。

私たちは、すべての子どもが家族をはじめ、友人や地域の人々の深い愛情や思いやりの中で育ち、社会へと羽ばたいていくことを切に願っています。

しかし、近年では少子化や子どもの貧困、児童虐待等の様々な問題が生じ、子どもが健やかに成長するための環境が脅かされつつあります。

「児童の権利に関する条約」に基づいて子どもの権利を保障していくことと地域や町で子ども・子育て支援を総合的に推進していくことが、ひいては子どもたちを守り、健やかな育成につながると考えられます。

「子育てするなら宇美で」を合い言葉に、子育て支援のさらなる充実に宇美町全体で取り組み、「安心して産み育てることができる子育て・子育て環境の整備」の実現に向けて、この条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、「子育てするなら宇美で」を合言葉に、子育てしやすい環境づくりを推進する宇美町（以下「町」という。）において、子ども・子育て支援についての基本理念を定め、子どもが大切にすること、子どもの大切な権利、町の責務並びに保護者、町民、学校等関係者、地域団体及び事業者の役割等の子ども・子育て支援を総合的に推進していくための基本的事項を明らかにすることにより、安心して子どもを産み育てることができる環境を整え、地域全体で子どもや子育て家庭を支え合う町を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳未満の者その他これらの者と同等と認めることが適当である者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人、里親その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。
- (3) 町民 町内に住所を有する者及び町内に通勤し、又は通学する者をいう。
- (4) 学校等関係者 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、保育所、幼稚園、放課後児童クラブ、障害児支援施設その他これらに類する機関の関係者をいう。
- (5) 地域団体 自治会、校区コミュニティ、子育て支援団体その他地域で活動する団体をいう。

附属資料

- (6) 事業者 町内で事業を営む個人又は団体（地域団体を除く。）をいう。
- (7) 子どもの問題 児童虐待、いじめ、不登校、子どもの貧困その他の子どもに関する問題をいう。
- (8) 共働 目的を共有し、協力関係を確立したうえで、共に考え、共に協力し、共に行動することをいう。

（基本理念）

第 3 条 子ども・子育て支援は、次に掲げる事項を基本理念として推進するものとする。

- (1) 子どもの健やかな成長及び自立が図られること並びに子どもの権利が尊重されること。
- (2) 町、保護者、町民、学校等関係者、地域団体及び事業者は、それぞれの責務又は役割を果たし、共働で子ども・子育て支援に取り組むこと。
- (3) 町は、誰もが安心して子どもを産み育てることができ、子どもが豊かな心と生きる力を養い、健やかに成長することができる環境の整備に取り組むこと。

第 2 章 子どもの大切な権利

（子どもが大切にすること）

第 4 条 子どもは、その発達及び年齢に応じて、次に掲げる事項について大切にすることとする。

- (1) 自らを大切にし、自らの権利について考えること。
- (2) 他人を思いやる気持ちを養い、他人の権利を尊重すること。
- (3) 遊び及び学びを通して、社会性を養い、社会の一員として規範を守ること。
- (4) 自立に向けて、生きる力及び主体性を養うこと。

（安心して生きる権利）

第 5 条 子どもは、安心して生きる権利を有しており、その権利を保障するために、次に掲げることが守られなければならない。

- (1) 命が守られ、尊重されること。
- (2) 暴力を受けず、又は放置されないこと。
- (3) 差別を受けないこと。
- (4) 愛情と理解をもって育まれること。
- (5) 健康に配慮され、適切な医療が提供されること。
- (6) 平和と安全な環境の中で生活ができること。

（自分らしく生きる権利）

第 6 条 子どもは、自分らしく生きる権利を有しており、その権利を保障するために、次に掲げることが守られなければならない。

- (1) 個性や他の者との違いが認められ、人格が尊重されること。
- (2) 自分の考えを持つこと。
- (3) 自分にとってふさわしいやり方で学ぶこと。
- (4) プライバシーが侵されないこと。
- (5) 自分に関する情報が不当に収集され、又は利用されないこと。
- (6) 子どもであることにより、不当な取扱いを受けないこと。
- (7) 安心できる場所で自分を休ませ、余暇を持つこと。

（自己表現や社会参画への権利）

第 7 条 子どもは、自己表現や社会参画への権利を有しており、その権利を保障するために、次に掲げることが守られなければならない。

- (1) 自己表現や意見の表明ができ、それが尊重されること。
- (2) 仲間をつくり、仲間と集うこと。
- (3) 社会に参画し、意見を生かされる機会があること。
- (4) 社会参画に際し、必要な支援が受けられること。

第 3 章 町の責務等

(行動計画)

第 8 条 町は、基本理念に基づき、子ども・子育て支援についての行動計画を策定し、子ども・子育て支援を総合的に推進しなければならない。

(共働の推進)

第 9 条 町は、子ども・子育て支援について、保護者、町民、学校等関係者、地域団体及び事業者と相互の連携並びに共働の推進が図られるように努めるものとする。

(切れ目のない子育て支援体制)

第 10 条 町は、妊娠、出産、就学その他子どもの成長の段階に応じた問題や悩みに適切に対応できるよう、切れ目のない子育て支援体制づくりに努めるものとする。

(安心で安全な子育て環境)

第 11 条 町は、子育てしやすい生活環境の整備に努めるものとする。

2 町は、関係機関と連携して子どもに対する犯罪、交通事故その他子どもの安全を阻害することについて、子どもが安心して安全に育つことができる環境の整備を図り、必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(機会等の提供)

第 12 条 町は、子どもの体験活動及び知識習得等の機会の提供に努めなければならない。

2 町は、子どもの居場所の提供に努めなければならない。

3 町は、保護者に対し、子育てに関する知識習得の機会及び子育てに関する情報の提供に努めなければならない。

4 町は、保護者同士の交流の機会の提供に努めなければならない。

5 町は、子どもの問題や子育てに関する相談の機会の提供に努めなければならない。

(施設の充実等)

第 13 条 町は、子どもが利用する施設の充実及び子ども・子育て支援に関する人材育成に努めなければならない。

(普及と啓発)

第 14 条 町は、子どもが心豊かな家庭生活を送ることができるよう、子どもの権利と保護者、町民、学校等関係者、地域団体及び事業者の役割について普及、啓発に努めなければならない。

(児童虐待への対応)

第 15 条 町は、保護者、町民、学校等関係者、地域団体及び事業者その他関係機関から提供された児童虐待の情報に適切に対応するものとする。

第 4 章 共働の取組

(保護者の役割)

第 16 条 保護者は、自らが子育てにおいて最も重要な責任を担うことを自覚し、子どもの健やかで豊かな人間性を育むよう努めるものとする。

2 保護者は、子どもが自らを大切にすることをもち、基本的な生活習慣及び規範意識を身に付けられる

附属資料

よう、愛情をもって育てるよう努めるものとする。

- 3 保護者は、子どもと地域との関わりが子どもの健やかな成長に資することに鑑み、子どもが地域と関わる機会を提供するよう努めるものとする。

(町民の役割)

- 第 17 条 町民は、子ども・子育て支援への理解を深め、子どもを見守り、子育て家庭の支援に努めるものとする。

- 2 町民は、自らの言動が子どもに与える影響の大きさを自覚し、子どもの模範となるよう努めるものとする。

- 3 町民は、子どもの問題に関心を持ち、予防に努めるものとする。

- 4 町民は、特別な支援が必要な子どもへの理解を深めるよう努めるものとする。

- 5 町民は、町、学校等関係者及び地域団体が行う子ども・子育て支援についての取組に共働するよう努めるものとする。

(学校等関係者の役割)

- 第 18 条 学校等関係者は、子どもの健やかな成長のため、その発達及び年齢に応じた学びの場としての環境を整え、教育の充実に努めなければならない。

- 2 学校等関係者は、保護者、町民、地域団体及び事業者と共働し、子どもが生きる力を身に付けられるような教育環境づくりに努めなければならない。

- 3 学校等関係者は、子どもの問題の未然防止、早期発見及び対応に努めなければならない。

(地域団体の役割)

- 第 19 条 地域団体は、保護者から子ども又は子育てについての相談があったときは、その相談に応じ、助言、関係機関への情報提供その他必要な支援を行うよう努めるものとする。

- 2 地域団体は、町民が自主的に行う子ども・子育て支援のための取組に共働するよう努めるものとする。

- 3 地域団体は、子どもが豊かな心、生きる力及び社会性を養うための体験活動並びに知識習得等の機会を提供するよう努めるものとする。

- 4 地域団体は、子ども・子育て支援において相互に連携し共働するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

- 第 20 条 事業者は、子育てにおける保護者の役割を理解し、仕事と子育てとが両立できるよう、労働環境の整備に努めるものとする。

- 2 事業者は、町及び学校等関係者と連携し、子ども・子育てに関する施策を支援し、協力するよう努めるものとする。

第 5 章 議会の役割

(議会の役割)

- 第 21 条 議会は、子ども・子育て支援に関する町の施策が効果的に推進されるよう、必要に応じて提言等を行うものとする。

第 6 章 雑則

(委任)

- 第 22 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2. 宇美町子ども・子育て会議条例

(平成25年6月17日条例第15号)

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、宇美町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 法第6条第1項に規定する子どもをいう。
- (2) 保護者 法第6条第2項に規定する保護者をいう。

(所掌事務)

第3条 子育て会議は、町長の諮問に応じ、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第4条 子育て会議は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する委員20人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関する団体の推薦を受けた者
- (4) 子どもの保護者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他町長が特に必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第6条 町長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干名を置くことができる。

- 2 臨時委員は、町長が必要と認める者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。
- 3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第7条 子育て会議に会長及び副会長1人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

附属資料

（会議）

第8条 子育て会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 子育て会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 子育て会議の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第9条 子育て会議に、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、会長がその職務を代理する。

5 第7条第2項の規定は部会長の職務について、前条の規定は部会の会議についてそれぞれ準用する。この場合において、第7条第2項並びに前条中「会長」とあるのは「部会長」と、「子育て会議」とあるのは「部会」と、前条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

（関係者の出席）

第10条 会長又は部会長は、子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、それぞれの会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は関係者からの必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第11条 子育て会議の庶務は、子育て支援課において処理する。

（委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（子育て会議の招集の特例）

2 この条例の施行後及び委員の任期満了後最初に開催される子育て会議の会議は、第8条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

3. 宇美町子ども・子育て会議 委員名簿

区分	氏名	所属団体等	備考
子ども・子育て支援 に関し学識経験のある者	大霧 香	筑紫女学園大学 人間科学部教授	
子ども・子育て支援 に関する事業に従事 する者	中村 奈穂	宇美幼稚園 園長	
	山口 顕優	宇美町立原田保育園兼 早見保育園 園長	
	福田 憲彌	認定こども園 空とぶくじら幼児園 総園長	副会長
子ども・子育て支援 に関する団体の推薦 を受けた者	橋本 愛子	宇美町教育委員会 教育委員	
	村山 八重子	宇美町社会教育委員会議 社会教育委員	
	半田 祐子	宇美町小・中学校校長会 宇美町立原田小学校 校長	
	小河 カツ子	宇美町民生委員・児童委員協議会 副会長	
	川上 利香	特定非営利活動法人 宇美こども子育てネット・う～みん 代表理事	会長
	百田 暁子	宇美町青少年育成町民会議 副会長	
保護者	屋宮 美幸	町内幼稚園	
	小野 三奈	町内認定こども園	
	小松原 恵美	町立小学校	
	粟 恵美	町立中学校 (宇美町小・中学校PTA連合協議会代表)	

(敬称略)

4. 宇美町こども計画策定経過

期 日	主 な 内 容	
令和6年 1月24日 ～3月31日	子ども・子育て支援に関するニーズ調査	(1) 調査対象者 宇美町に居住する就学前児童・小学校児童の保護者 (2) 調査対象者数 ①就学前児童保護者 1,000人 ②小学校児童保護者 750人
1月30日 ～2月29日	子どもの生活に関するアンケート調査	(1) 調査対象者 宇美町に居住する小学5年生・中学2年生の児童・生徒及び保護者 (2) 調査対象者数 ①小学5年生：児童及び保護者 各372人 ②中学2年生：生徒及び保護者 各390人
1月24日 ～3月8日	子ども・若者の意識と生活に関する調査	(1) 調査対象者 宇美町に居住する13～18歳及び18歳～39歳の男女 (2) 調査対象者数 ①13～18歳の男女 400人 ②18～39歳の男女 400人
6月1日 ～8月19日	子育て支援に関する宇美町オンライン意見箱	(1) 概要 こども、保護者、これから子育てをしていく方など、さまざまな立場の人から広く意見を募集 (2) 内容及び対象者 ①「こども・若者の育ち」：年齢に関係なく誰でも ②「こどもの居場所」：おおむね18歳までの若者
6月3日	令和6年度 第1回 子ども・子育て会議	(1) こども計画の概要及び今後のスケジュール (2) アンケート調査結果について
7月12日	第2回 子ども・子育て会議	(1) アンケート調査結果について (2) 各種アンケート調査から見える現状・課題・要望と今後の方向性について
8月5日	第3回 子ども・子育て会議	(1) 第二期宇美町子ども・子育て支援事業計画（うみっ子未来プラン）進捗状況報告（令和5年度分） (2) 人口推計の検討について
9月3日	第4回 子ども・子育て会議	(1) オンライン意見箱実施結果報告 (2) こども計画案の検討①（全体の構成・総論部分）
10月22日	第5回 子ども・子育て会議	(1) こども計画の目標及び計画体系について (2) こども計画案の検討②（素案）
12月26日	第6回 子ども・子育て会議	(1) 若者トークカフェ（ウミのミライをトーク☆カフェ）・こども会議の報告 (2) こども計画（素案）の報告 (3) 事業目標（案）の報告
令和7年 2月27日	第7回 子ども・子育て会議	(1) 宇美町こども計画（案）に対する意見募集（パブリックコメント）の結果について (2) 保育所の認定こども園への移行に伴う利用定員の設定について

5. こども・若者の意見聴取と計画への反映

本計画を策定するにあたり、こども会議、若者トークカフェ等、宇美町にお住いのこども・若者への様々な意見聴取を行いました。（P 6 参照）

皆さまのご意見を慎重に精査し、本計画へと反映させました。町では、ご意見を頂いた皆さまへのフィードバック資料を作成し、ホームページ上で公表しています。



1. 意見聴取の概要

(1) こども会議

『宇美町のすべてのこどもが笑顔になれる居場所』について、町内各小・中学校とホスト会場である「地域交流センター多目的ホール」をオンラインで繋ぎ、意見交流を行いました。意見交流を行った後には、ホスト会場において代表の児童生徒が中学校区ごとに、『宇美町のこどもが笑顔になれる居場所』について、町長に提案しました。

議題	宇美町のすべてのこどもが笑顔になれる居場所
参加者	町内各小・中学校の児童生徒 及び 各小・中学校の代表の児童生徒24名
開催日	令和6年11月9日
開催場所	町内各小・中学校 及び 地域交流センター多目的ホール

【一般申込用】



～学ぶ楽しさと成長を実感できる、切れ目ない『こどもまんなか』学びの場づくり～

宇美町教育の日 『学びでこどもの笑顔をうみだすまち』 研究大会

日時	令和6年 11月9日 土	午前の部	8:50～11:30
		午後の部	13:30～16:15
場所	宇美町地域交流センター 宇美町立中央公民館	参加費無料	先着100名
	手話通訳あり。 その他配慮をご希望の方はお知らせください。	事前申込制	お申込み方法については 裏面をご覧ください。

●少年・少女の主張大会

「こどもたち（自分たち）にとって、よい町にするためにはどうしたらよいのか」について、町内小・中学校の代表の児童生徒が主張を発表します。

●こども会議

小学5年生から中学3年生が「こどもたち（自分たち）」にとって、よい町にするためには、について、グループで探究し、町に提案します。



●研究大会

- ・基調報告 福岡 強氏 「輝くこどもたちの活動について」（仮題）
- ・生涯学習に関する取組の報告 井野小学校6年 上田 浩平さん 「并当の日を本来の姿にするための計画」
- ・講演 安武 信吾氏 「あなたはこどもに何を遺せますか」

お問合せ先 宇美町教育委員会社会教育課
〒811-2121 糟屋郡宇美町平和1-1-1（住民福祉センター内）
☎092-933-2600 FAX：092-933-2741 ㊚：syakai@town.umi.lg.jp

主催／宇美町・宇美町教育委員会 後援／全国生涯学習市町村協議会・福岡県教育委員会



(2) 若者トークカフェ（ウミのミライをトーク☆カフェ）

宇美町に暮らす若者の皆さんが普段生活している中で感じていることや、過去の経験、友人から聞いた話などを「若者にとって魅力あるまちづくり」という視点で思い起こし、同世代の皆さんと共有し、自由に語り、そして、その思いを町にも伝えてもらいました。

トーク テーマ	宇美町が「若者にとって魅力あるまち」になるために ・宇美町のいいところ ・宇美町がこんなまちになったらいいな ・宇美町にこれから必要なこと
参加者	男性5名・女性6名 計11名 ・宇美商業高等学校の生徒（3名） ・宇美町青年団（4名） ・一般公募（4名） 大学生1名、一般男性1名、一般女性1名、乳幼児保護者1名
開催日	令和6年10月4日（金）





「ウミのミライをトーク☆カフェ」 参加者募集



こども計画を策定するにあたり、カフェで
おしゃべりするような雰囲気の中、
「若者にとって魅力あるまちづくり」について
自由に語ってみませんか？

飲み物とお菓子を
準備しています♪
参加者にはQUOカード
をプレゼントします。

開催日時 令和6年10月4日（金曜日）
18時30分～20時

開催場所 宇美町こども教育総合支援センター
うみハピネス 1階 多目的ホール

参加資格 町内在住・在学・在勤の18歳から35歳までの方

募集人数 15名以内（先着順となります。）

応募方法 下記の二次元コードへアクセスし、必要事項
を入力してください。

※いただいた個人情報は、トークカフェ運営
のためだけに利用し、目的外の利用は
しません。

応募締切 令和6年9月20日（金）まで
※先着順のため、募集人数に達した時点で応募締切となります。

宇美町教育委員会 こどもみらい課
Tel：092-933-0777



(3) その他意見聴取

こども会議や若者トークカフェの他にも様々な意見聴取を実施しました。

①こども・若者・保護者に対するアンケート調査

宇美町にお住いのこどもや若者、保護者の方にアンケート調査を行いました。

【子ども・子育て支援に関するニーズ調査の概要】

	乳幼児保護者用調査	小学生保護者用調査
目的	子育て中の方の子育てに関する考えや要望等の把握	
対象者	0～5歳児の保護者	小学1～6年生の保護者
回答者数	596人	457人
調査期間	令和6年1月24日～令和6年3月31日	

【子どもの生活に関するアンケート調査の概要】

	小学生とその保護者	中学生とその保護者
目的	小・中学生の生活状況や家庭の状況、生活環境、要望等の把握	
対象者	小学5年生とその保護者	中学2年生とその保護者
回答者数	小学生：338人 保護者：311人	中学生：326人 保護者：280人
調査期間	令和6年1月30日～令和6年2月29日	

【子ども・若者の意識と生活に関する調査の概要】

	13～18歳調査	18～39歳調査
目的	若者の日頃の生活や考え方、要望等の把握	
対象者	13～18歳男女	18～39歳男女
回答者数	153人	102人
調査期間	令和6年1月24日～令和6年3月8日	



②こども・若者・町民に対するオンライン意見箱

こども、保護者、これから子育てをしていく方など、さまざまな立場の人から広く意見を募集できるよう『オンライン意見箱』を設置しました。

	オンライン意見箱①	オンライン意見箱②
対象者	年齢に関係なく誰でも	おおむね18歳までの若者
内容	「こども・若者の育ち」について ・「子育てをするなら宇美町で」を実現するために必要なこと ・若い世代が自分らしく活躍できる町にするために宇美町へお願いしたいこと	「こどもの居場所」について ・もっとこんな場所があったらいいなと思う場所について ・居心地がいい場所にするために宇美町へお願いしたいこと など
回答者数	89人	11人
期間	令和6年6月1日～令和6年8月31日（延長期間含む）	

みなさんのご意見をお聞かせください！

子育て支援に関する オンライン意見箱

宇美町こども計画策定に当たり、こども、保護者、これから子育てをしていく方々、さまざまな立場の人から広く意見を募集できるよう『オンライン意見箱』を設置しました。

期間 令和6年8月18日（日曜日）まで

みなさんの意見
は他の人には
知られません。

方法 意見箱につきましては、以下の二次元コードまたはURLへアクセスしていただき回答をお願いします。

内容	「こども・若者の育ち」 ・「子育てをするなら宇美町で」を実現するために必要なこと ・若い世代が自分らしく活躍できる町にするために宇美町へお願いしたいこと	「こどもの居場所」 ・もっとこんな場所があったらいいなと思う場所について ・居心地がいい場所や地域にするために宇美町へお願いしたいこと など
対象者	年齢に関係なく誰でも	おおむね18歳までの若者
二次元コード		
URL	https://src3.webcas.net/form/pub/src2/umionlineiken01	https://src3.webcas.net/form/pub/src2/umionlineiken02

宇美町教育委員会 こどもみらい課
Tel: 092-933-0777



2. 宇美町こども計画について



みな 皆さまから いただ ご意見は、

うみまち けいかく
宇美町こども計画

はんえい
に反映されました！



Q. 宇美町こども計画って何？

みらい えがお
『未来』と『笑顔』をうみだす

こどもまんなか まちづくり

- ・ 宇美町こども計画は、“『未来』と『笑顔』をうみだす こどもまんなか まちづくり”をスローガンに、こどもを安心して産み育てられることができるよう町全体で子育てを応援し、すべてのこどもたちとその家族に笑顔が生まれ、輝く未来を思い描き、実現できるまちを目指すための取組を書いたものです。
- ・ 「こどもまんなか」とは、すべてのこども・若者が健やかに成長でき、まわりの人とよい関係で、将来にわたって幸せに生活できる社会という思いが込められています。

3. 皆さまの意見と宇美町こども計画（ポイント）

（1）こども会議

こども会議（P1参照）では、宇美町のすべてのこどもが笑顔になれる居場所について、オンライン交流とグループワークを通じて、中学校区ごとに以下のような提案がまとめられました。

宇美町への提案：『宇美町のこどもが“笑顔”になれる居場所』

人 ルールを守りながら使える人。
その遊びやスポーツの経験者がいれば遊びの幅が広がる。

もの 行き帰りのバス。
ルールが分かるようにするポスター。
室内で遊べるカードゲームなど。

場所 学校を貸し切って遊ぶ。
学校は月ごとに使う学校を変える広い場所は分けて使う。例えば体育館やプール教室、グラウンド。

提案理由
学校を使えるようにしたい。理由は学校ならすぐに行けて広いし、先生もいて安心できる空間だから。
その空間が必要な理由はボール遊びだと道路に出してしまうと遊んでいると近隣の方に注意を受ける事があるから安心して遊べる空間がほしい。
そして室内でカードゲームができるような場所があれば雨の日やスポーツが苦手な人も遊べて人と人の繋がりができると思います。

宇美 中校区

『私たちが考える居場所』 遊んで集える空間

宇美町への提案：『宇美町のこどもが“笑顔”になれる居場所』

人 地域に勉強を教えてくれる人がいたら助かる

勉強だけでなく様々なことについて教えてくれる人

もの 自由研究や絵画の道具（絵の具や資料）

勉強のアプリやインターネットにつながっているパソコン（学校の中だとクロームがあるので利用できる）

場所 小学校の近く（中）に放課後や休みの日でも勉強できる場所

本や文房具を買える場所

提案理由
・小学生は校区外に子どもだけで行けないため、子どもだけで勉強できる場所や本を購入できる場所が近くにあると嬉しいから。
・ゲームのような感覚だったら勉強しやすいから。
・勉強だけでなくいろいろな情報や経験を聞いたりしたりすることによってたくさんの見方で将来について考えてほしいから

宇美東 中校区

『私たちが考える居場所』「楽しく、気軽に、誰でも」学べる場所

宇美町への提案：『宇美町のこどもが“笑顔”になれる居場所』

人

- ・地域の人(ボランティア)
→話しやすいから
- ・勉強を教えてくれる人
→勉強でわからないところを教えてほしいから
- ・話を聞いてくれる人
→悩みを聞いてほしいから

もの

- ・エアコン→温度調整は大事だから
- ・ベンチ
- ・カードゲーム→リラックスできるから交流がしやすいから
- ・低めの長机
- ・勉強道具(筆記用具、参考書など)
→いつでも勉強できる空間をつくるため

場所

- ・南町民センター
- ・地域にある公民館
- ・壁で区切られた部屋
- ・リラックスできる空間
- ・サマースクールのような教え合える空間
→気軽にに行けるような距離の場所が良いと思ったため。

宇美南中校区

提案理由

宇美町に必要なのは、こどもが学べて語らえる空間だと考えたため、今ある場所を有効活用しながら2つの空間を作ろうと思った。

『私たちが考える居場所』学べて語らえる宇美町パラダイス



この他にも町内各小・
中学校から、スクールタ
クトを通じて22個の
提案を受けています。

皆さまの提案に対する宇美町の回答

●宇美町のこどもが笑顔になれる居場所について、たくさんのご意見、本当にありがとうございました。

●皆さまの思いを受け止め、同じ年や年齢のちがうこどもたちが遊び、育ち、語り、学び合えるような様々な居場所づくりに取り組みます。



▼^{みな おも う と う み まち けいかく せさく}皆さまの思いを受け止め、宇美町こども計画の施策に
^{い か ないよう ついか}以下の内容を追加しました。

^{う み まち けいかく ないよう}宇美町こども計画の内容

●^{わかもの いばしょ けいかく}こども・若者の居場所づくり（こども計画P66）

- ・^{しょうがくせい い ばしょ べんきょう なつやす しゅくだい おし}小学生も行ける場所で、勉強をしたり、夏休みの宿題を教えてもらえたり、
^{ともだち}友達とカードゲームができたり、^{ともだち}友達とリラックスして^{かた}語らえる場の設置につ
^{けんとう}いて検討していきます。
- ・^{わかもの お つ がくしゅう こうきょうしせつ かんきょう ととの}こどもや若者が落ち着いて学習できるよう公共施設などにWi-Fi環境が整った
^{じしゅがくしゅう かくほ}自主学习スペースを確保するとともに、ホームページやSNSなどで^{りよう}利用につ
^{じょうほうはっしん おこな}いて情報発信を行います。

▼^{ぐたいてき い か けんとう}具体的に以下のことを検討しています。

^{しょうがくせい こうこうせい}小学生から高校生まで
^{むりよう}のこどもたちが無料で
^{べんきょう おし ばしょ}勉強を教えられる場所
^{せっち}を設置すること

^{ちゅうがくせい こうこうせい}中学生や高校生が
^{べんきょう}勉強をしたり
^{ともだち かな}友達と語らうなど、
^{じゆう す}自由に過ごすことができる
^{ばしょ せっち}場所を設置すること

^{なつやす ふゆやす こうきょうしせつ}夏休みや冬休みに公共施設で
^{かくしょうがっこう しょうがくせい}各小学校区ごとに小学生が
^{ちいき かた いっしょ}地域の方たちと一緒に
^{たの たいけん}楽しい体験ができるイベント
^{かいさい}を開催すること

^{お つ べんきょう}落ち着いて勉強ができるよう
^{こうきょうしせつ かんきょう}公共施設などにWi-Fi環境が
^{ととの じしゅがくしゅう}整った自主学习スペースを
^{かくほ}確保すること

(2) 若者トークカフェ（ウミのミライをトーク☆カフェ）

若者トークカフェ（P2 参照）では、宇美町が若者にとって魅力あるまちになるための強みや課題等について、「宇美町のいいところ」「宇美町がこんなまちになったらいいな」「宇美町にこれから必要なこと」という3つの視点から意見交換し、以下のような意見が挙げられました。

宇美町のいいところ



- **【自然】** 自然・緑が豊か、川遊びができる、一本松公園でキャンプを楽しめる
- **【人・地域】** 人がやさしい、地域の人が仲良し、自治会の結束力がある、ボランティアの人が毎朝立っている
- **【街並み・施設等】** 昔の街並みが残っていて良い、有名な宇美八幡宮がある、美味しいお店がある（オムライス屋、カフェ、和菓子屋）、図書館が大きい、猫が多い、体育館を貸してくれるのが良い、住民福祉センターでバドミントンができる、体育館を借りて運動することができる、小学校が多い
- **【土地・立地】** どこに行くにもちょうどよい距離、土地が付近の町よりも比較的安い、博多・天神に近い
- **【イベント・行事】** 宇美の放生会が盛り上がる、青年団のよさこいがカッコいい
- **【その他】** 宇美の魅力が詰まったパンフレットがある、こどもの健診もあって、町がこどもの健康を考えている

宇美町がこんなところになったらいいな

- **【たくさんの人が訪れて楽しめるまち、誰もが知っているまち】**
 - ・写真映えるスポットがたくさんある
 - ・町のイベントがたくさんある など
- **【生活に便利なまち、住みやすいまち】**
 - ・町で暮らす若者が遊べる場所、過ごせる場所がある など
- **【子育てしやすいまち】**
 - ・年齢の近い母親同士の交流する場がある など

宇美町にこれから必要なこと

- 宇美町のPR強化
- 児童生徒、学生を巻き込んだまちづくり
- 遊び場（居場所）や交流機会
- 乳幼児期の経済的支援
- 女性の雇用増、仕事と子育てが両立できる職場環境の充実
- 企業・施設等の誘致
- スポーツ環境（ジムなどの室内施設）の充実
- 交通の利便性の向上（バス・電車の本数増、シェアサイクルサービス導入）
- 歩道の安全性（道幅・明るさ）の向上
- 防犯・非行防止の取組の強化（夜間の公園利用、補導など）

皆さまの意見に対する宇美町の回答

- 参加者の皆さまから挙げたような、町に住む若者が感じる「宇美町のいいところ」を伸ばし、活かし、若者や子育て世代など対象に応じて、宇美町が「魅力的」と感じる情報を効果的に伝えることが重要と考えます。
- 意見内容を関係課に共有し、計画に反映するだけでなく、来年度以降の具体的な取組に活かします。



▼皆さまの思いを受け止め、宇美町こども計画の施策に
以下の内容を追加しました。

宇美町こども計画の内容

●起業家教育の推進（こども計画P61）

- ・創業支援事業計画に基づき、宇美町商工会と連携し、創業希望者に対する企業塾を入り口にビジネスモデルの作成支援等を行います。また、新規起業家の事業活動展開の場及び地域住民の交流の場として、JR宇美駅前広場を活用します。

●若者にとって魅力ある地域づくり（こども計画P61）

- ・福岡県移住・定住ポータルサイト「福がお〜か〜くらし」において、子育て支援をはじめとした施策や町の魅力を情報発信し、移住・定住の促進を図ります。また、子育て世帯など移住を検討している方向けのホームページを作成し、移住に関する相談窓口を開設します。さらに、他市町の先進事例等を情報収集しつつ関係人口増加施策の充実を図ります。
- ・男女共同参画社会の実現や仕事と子育ての両立の環境整備の重要性について、ホームページや広報をはじめ、町立図書館での特設ブースの設置や役場での啓発用サインボードの設置等、様々な方法で啓発・情報発信します。また、女性活躍に積極的に取り組む企業を支援するため、公共調達等における措置の導入などに向けた調査・研究を進めます。
- ・宇美町の恵まれた自然や歴史、文化、人等とふれあう体験型観光の充実、PR活動の推進、SNSを活用し、町と情報発信者の双方向で相乗効果のある参加型の情報発信の取組を行います。ふるさと宇美町応援寄附制度の寄附者との関わりを継続し、交流・関係人口の拡大を図ります。また、宇美町地域公共交通計画に基づき、便利で持続可能な公共交通ネットワークの構築を図ります。
- 若者の居場所の確保（こども計画P63）
- ・気軽に集まり、勉強をしたり、語らえる場を提供するとともに、支援が必要な場合に相談ができる居場所の設置を検討します。

6. 用語集

【あ行】

用語	解説
預かり保育	保護者の要請等により、幼稚園において通常の教育時間終了後に希望者を対象として行う教育活動のこと
医療的ケア児	日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童
医療的ケア児在宅レスパイト	在宅の医療的ケア児に対し、訪問看護ステーション等が、健康保険法の適用時間を超えて訪問看護を実施した場合の超過費用や、訪問看護による病院受診または外出の際の付き添いの費用について助成し、家族の休息時間の確保や介護負担の軽減を図る事業

【か行】

用語	解説
家庭的保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業
希望出生率	若い世代の結婚、妊娠・出産、子育ての希望がかなうとした場合に想定される出生率
教育・保育施設	認定こども園、幼稚園、認可保育所のことを言う
合計特殊出生率	15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもの。1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときのこどもの数に相当するもので、その数値を生涯のこどもの数としてイメージすることができる
子育て短期支援事業	保護者の疾病、出産、出張、育児不安等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業
こども家庭ソーシャルワーカー	こども家庭福祉の現場にソーシャルワーク（社会的に困難な状況にある人々に対して、相談や援助を行うこと）の専門性を十分に身に付けた人材を輩出することを目的に設立された認定資格
子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」で、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関である。宇美町における本会議は、こども計画について、立案から実行、評価まで一貫して審議する場となっている
キャリアプランニング能力	「働くこと」の意義を理解し、自らが果たすべき様々な立場や役割との関連を踏まえて「働くこと」を位置付け、多様な生き方に関する様々な情報を適切に取捨選択・活用しながら、自ら主体的に判断してキャリアを形成していく力
ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のこと

附属資料

【さ行】

用語	解説
時間外保育事業 (延長保育)	保護者の就業状況等により、認定こども園、保育所等において通常の保育時間を延長して保育を行う事業
施設型給付	新制度における保育所・幼稚園・認定こども園に対する財政措置。国が定める公定価格から市町村が定める利用者負担額を差し引いた額を給付費として、県が認可し市町村が確認した施設に支払う
実費徴収に係る補足給付を行う事業	私立幼稚園を利用する園児（低所得者層または第3子以降を対象）に対して、副食費（主食以外のもの）を助成する事業
小規模保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業
ショートステイ	保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う事業
人口置換水準	ある死亡の水準の下で、人口が長期的に増えも減りもせずに一定となる出生の水準

【た行】

用語	解説
多様な主体の参入促進事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進する事業
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が集まり、一緒に遊びながら交流するふれあいの場を提供するとともに、子育てに役立つ情報をお知らせするほか、子育てに関する悩み等の相談を行う事業
地域子ども・子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童クラブ等の事業
地域型保育給付	小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所、居宅訪問型保育事業所に対する財政措置。国が定める公定価格から市町村が定める利用者負担額を差し引いた額を給付費として、市町村が認可、確認した施設に支払う
特定教育・保育施設	県が認可し、市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない
特別支援教育	障がいのある幼児児童生徒の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの

【な行】

用語	解説
乳児家庭全戸訪問事業	子育て家庭の孤立を防ぐため、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、親子の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する情報提供や助言を行う事業
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付。2025年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、2026年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において実施される
認定こども園	保育所等や幼稚園のうち、①就学前のこどもを保護者の就労の有無に関わらず受け入れ、幼児教育と保育を一体的に提供する機能②地域における子育て支援を行う機能を備え、都道府県の認定を受けた施設
ネットリテラシー	インターネット・リテラシーを短縮した言葉で、インターネットの情報や事象を正しく理解し、それを適切に判断、運用できる能力

【は行】

用語	解説
病児保育事業	家庭で保育が困難な病気のこどもについて、病院に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業
ファミリー・サポート・センター事業	地域において、児童の預かり等の援助を希望する者（おねがい会員）と援助を行うことを希望する者（まかせて会員）が、会員として子育てについて有償で相互援助を行う事業
ブックスタート事業	赤ちゃんと保護者が絵本を仲立ちにして、温かく楽しいひと時を持つきっかけをつくる事業。本町では、7か月児健診に訪れた親子に対して読み聞かせを行い、絵本を無料で手渡している
プレコンセプションケア	将来の妊娠を考えながら女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合うこと
保育の必要性の認定	保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで給付を支給する仕組み 【参考】認定区分 ・1号認定：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前のこども ・2号認定：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前のこども（保育を必要とするこども） ・3号認定：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前のこども（保育を必要とするこども）
放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後等に適切な遊びと生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業

附属資料

【ま行】

用語	解説
未熟児養育医療対象児	出生体重2000g以下の乳児で、成熟児の諸機能を得るに至っておらず、医師が入院養育の必要性を認める乳児

【や行】

用語	解説
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども・若者のこと
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う事業
幼児教育アドバイザー	幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、域内の幼児教育施設等を巡回し、教育内容や指導方法、環境の改善等について指導を行う者のこと
幼稚園	学校教育法に基づき、就学前の幼児のために幼児期にふさわしい教育をする学校
幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）	通常の教育時間の前後や、土曜・日曜・長期休業期間中に、幼稚園が行う教育活動
要保護児童対策地域協議会	虐待を受けているこどもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、庁内の関係部局のほかに、警察署、民生委員児童委員協議会、保育所、幼稚園、医療機関などの様々な機関が、関係機関として参加し、要保護児童等に関する情報共有、支援内容の協議などを行う協議体

【ら行】

用語	解説
療育	障がいのあるこどもやその可能性のあるこどもに対し、個々の発達の状態や障がい特性に応じて、今の困りごとの解決と、将来の自立と社会参加をめざし支援をすること
利用者支援事業	こどもまたはその保護者が身近な場所で、多様な子育て支援サービスのなかから適切なものを選択できるよう、教育・保育施設や地域の子育て支援サービスの利用に関する情報提供を行うとともに、子育て家庭からの相談に応じ、助言や関係機関との連絡調整を行う事業
量の見込み	ある事業をどのくらいの人が使いたいと考えているかの見込み数「現在の利用状況」とニーズ調査等で把握される「今後の利用希望」を踏まえ算出することを基本とする

【その他】

用語	解説
SC	スクールカウンセラーの略 臨床心理に関する専門知識を活かし、学校現場で、児童や生徒及び保護者、教職員に相談・支援を行う
SSW	スクールソーシャルワーカーの略 児童・生徒が抱えている問題に対して、保護者や教職員、関係機関と連携しながら解決に向けた支援を行う専門職
ICT	情報処理や通信技術そのものだけでなく、通信機器やソフトウェア、それを活用した多様なサービスの総称
WebQU	教員が児童生徒の状態を多角的に知ることができるアンケートツール
EBPM	EBPM（エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング。証拠に基づく政策立案）の略 政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとする